第2次長野県教育振興基本計画素案に対する 団体等からの意見及びその対応状況一覧表

1 意見交換・照会先一覧(111機関・団体)

总兄父揆 照云儿 見(
	外国籍児童支援会議	長野県教職員組合
	高等教育コンソーシアム信州	長野県校長教頭組合
	信濃教育会	長野県高等学校PTA連合会
	信濃史学会	長野県市町村教育委員会連絡協議会
	長野県経営者協会	長野県障害児学校教職員組合
	長野県高等学校教職員組合	長野県私立中学高等学校協会
	長野県高等学校長会	長野県身体障害者福祉協会
	長野県公民館運営協議会	長野県青少年問題協議会
 関係団体等(34)	長野県社会教育委員連絡協議会	長野県特別支援学校校長会
国际国体节(04)	長野県社会福祉協議会	長野県PTA連合会
	長野県小学校長会	長野県文化財保護協会
	長野県私立学校教職員組合連合	長野県養護学校PTA連合会
	長野県私立短期大学協会	日本労働組合総連合会長野県連合会
	長野県私立幼稚園協会	元キャリア教育推進協議会(座長)
	長野県専修学校各種学校連合会	元特別支援教育連携協議会(座長)
	長野県体育協会	長野県児童館連絡協議会
	長野県中学校長会	
	長野県手をつなぐ育成会	
市町村(77)	市町村教育委員会	

2 意見交換等日時

団体との意見交換 平成24年10月10日及び16日

市町村意見照会 平成24年9月25日から平成24年10月22日

3 意見の数 130件(35団体)

長野県教育委員会事務局教育総務課

第2次長野県教育振興基本計画素案に対する団体等からの意見及び対応案一覧表(平成24年10月10,16日、文書提出分)

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
第2編 長野県の教育をめ ぐる情勢		「時代の潮流と教育の課題」に、次の内容を位置づけるべきである。(1)改めて戦後の原点に立ち返り、日本国憲法にのっとり、教育のあり方を確立することがもとめられる。教育がめざすものは、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化をめざすものであり、これらの精神を引きいでいくことが、教育計画をつくる根底になければいけない。(2)東日本大震災と福島原発事故は、戦後日本の社会のあり方を問うている。人間を含めた生き物や地球の命よりも、経済や利益を優先する大人社会をつくってしまったことの深い反省が必要である。(3)すべての子どもたちがお金の心配をしなくても安心して学べる環境をつくるとともに、貧困と格差を生む社会に抗する人間的な連帯の絆をつくる教育がもとめられている。(4)世界的・地球的な規模で考える教育がもとめられている。(5)国際連合子どもの権利委員会が3回にわたって、日本政府に指摘したように、問題の背景を深く分析し、子どもたちの生活と発達に適った教育制度に改めていくことがもとめられている。	ご意見の趣旨は、原案では「第2編 長野県の教育をめぐる情勢 第1 時代の潮流と教育の課題」の中で、「価値観の変化」や「グローバル化・情報化の進展」、「自然と人とのかかわりの再認識」、「貧困・格差の拡大」について記載しました。 なお、当該部分の記載については、上位計画である長野県総合5か年計画における総合計画審議会答申での考え方を元に整理しています。
第3編 長期 的な教育振興 の方向性		人間として生きていくための教育は社会教育であり、生涯学習に置き換えることはできない。人間が生きていくもの全てが社会教育であり、その中に学校教育があると捉えるべきである。 学んだことが生かされ、住民が自分で物事を考え、決めたことにみんなが協力する新しい公共に向かっていかなければならない。	ご意見の趣旨を踏まえ、「第3編 長期的な教育振興の方向性 第2 私たちがめざす『未来の信州教育』の姿」で「常に学び自ら活かす社会」をめざす方向性を記載しました。
第4編 基本 計画 (第1~ 第3)		地域、家庭の連携について。提言の3本柱の一つに県民への理解と啓発がある。これは大事な柱でこれが出来ないと特別支援教育はゴールを迎えられない。子どもは教師と保護者の中で育つ。全ての学校で教師と保護者に、これからの長野県の教育がどうあったらいいかということを本気で語っていただくプロジェクトを組んだらどうか。それをまとめて県の施策の中で県民に応えられる教育を行ってほしい。	ご意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策)」で「第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」について記載しました。 長野県の教育の特長や目標とする教育の具体像を信州教育スタンダードとして示し、県民の理解と協力を得られるよう取り組んでまいります。 また、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」で三重点のうちの一つ、「2章三 理解啓発の推進」として取り上げ、「障害児者が地域社会の中で豊かに生活していくことにつながる情報を発信」すると示しており、障害児者の社会参加や障害児者への理解啓発につながる情報の収集と発信や障害者の雇用への理解の働きかけ等の取組を進め、今後、ご意見の趣旨を踏まえて、特別支援教育を推進してまいりたいと考えています。
第4編 基本 計画 (第1~ 第3)		柱が何なのか、5年間で何をどこまでやるのかを、やり方を含めて明ら かにしてほしい。	ご意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策)」で 「第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」について記載しました。 施策を総合的に進めるだけでなく、特に重点的進める取組を明らかにすると 同時に、長野県の教育の特長や目標とする教育の具体像を信州教育スタンダー ドとして示し、県民の理解と協力を得られるよう取り組んでまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
第4編 基本 計画(第1~ 第3)		重点的に取り組むプロジェクトの例に、教員の指導力向上と家庭・地域の教育力が挙げられているが、これらは別々のものではなく、一体的なものだという意識でプロジェクトを立ち上げることが重要である。	「教員の資質能力向上」や「地域と共にある学校づくり」は他の重点的な施策とも密接に関連しています。また、プロジェクトが個別に推進されるものではなく、総合的に推進していくものと認識しています。今後、施策を実施していく段階で具体的に関連付けて推進してまいります。
第4編 基本 計画(第1~ 第3)		体験学習について、登山など長野県らしさを出してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施 策)」で「第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」について記載 しました。 長野県の特長を表す「信州教育スタンダード」を関係者の協力を得ながら進 めてまいります。
第4編 基本 計画(第1~ 第3)			ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」で、特に重点的に取り組 む施策について記載しました。 また、「第4 施策の展開」で成果目標と具体的な測定指標を示し実効性を 確保することとしています。
第4編 基本 計画(第1~ 第3)		児童生徒数の減少に伴い、学校の存続が難しくなってきている。総合的に教員の配置と人口減少化時代をとらえていかないとなかなか難しい。長野県の子どもたちの教育というものを全体としてどう見ていくのかを、大きな意味で合意を得ていくことをやっていかないと、スタンダードに持っていくのは難しいと感じる。	信州教育スタンダードとして計画当初に設定する項目を原案に掲げているところですが、今後、市町村、学校、保護者、地域等の協力もいただきながら計画期間中に掘り起こしを行うとともに、その実現や充実に向けて、積極的な周知・啓発活動に取り組みます。 また、児童生徒数の減少への対応については、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「4-(4)-④人口減少期の小・中学校のあり方の検討と学校づくりの支援」について記載しました。人口が大幅に減少していくことも踏まえた対応策について、検討していく予定です。
第4編 基本 計画 (第1~ 第3)		学校、保護者、地域で子どもを育てていく意識がでるとよい。学校現場では、子どもをどう育てるのか、保護者と話し合いができなくなっている実情がある。自立した人間の育成、多様性を認めるという中で、どう子どもたちの成長を期していくかというところが信州教育スタンダードの中に出てくるとよい。	ご意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」で、「子どもたちが地域の行事 に参加(全国一)」と「活発な公民館活動」を「信州教育スタンダード」の伝 統として記載しました。 今後スタンダードを普及啓発していくことにより、地域・保護者が学校とも 一体となって子どもたちを育てていく意識を醸成できるよう取り組んでまいり ます。
第4編 基本 計画(第1~ 第3)		計画のPDCAサイクルでの特に「C」の部分について、具体的に実施した内容、事実「D」に対して、どこが良かったかどこが悪かったか、だから達成率がこうなったというというような吟味、評価が不足している。「A」があやふやになり、次のプランに具体策が伴って来ないのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第1 基本目標」に第1次計画の全体的な評価を行うとともに、「第4 施策 の展開」の項目ごとに「第1次計画の成果と課題」について記載しました。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
第4編 基本 計画(第1~ 第3)		基本計画が実現すればいいと感じるが、学校は校長、教頭、教員が数名。それに対してあまりに多くの課題が与えられるので、特化して課題を与えることを県教育委員会として考えてみてはどうか。	ご意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策)」で 「第2 重点的な施策と『信州スタンダード』の推進」について記載しました。 施策を総合的に進めるだけでなく、特に重点的進める取組を明らかにすると 同時に、長野県の教育の特長や目標とする教育の具体像を信州教育スタンダー ドとして示し、県民の理解と協力を得られるよう取り組んでまいります。
第5編 計画 の実現に向け た基本姿勢		施策の方向性「学びが循環する社会の創造」は平成21年10月に長野県 生涯学習審議会の答申に示された大事な方向性である。東日本大震災以 来叫ばれている「絆」を一番身近に作れるのは生活を学習化して学ぶ公 民館活動の中である。第5編「計画の実現に向けた基本姿勢」の2の 「市町村との十分な連携協力」について、具体的に何ができるか考えて いくべきである。	生涯学習・社会教育の学びの連続が、地域づくり等の新たな発想を育み、好循環となって地域社会を創造する一翼が担えるように努めます。 また、市町村をはじめ関係機関等との連携協力については、個別事案ごとに その実情に応じて対応してまいります。
第5編 計画 の実現に向け た基本姿勢		「貧困・格差の拡大」、「個性を輝かせる子供たち」等の大切なことがありながら、「行政・財政改革の推進」での財政を切り詰めたらという部分もある。OECDの中ではそういう面に関しての財政は最下位であり、お金をかけることが出来ない。本当にこれだけのことができるという財政の裏付けはどうなっているのかが一番疑問。	財源の確保については、教育関係だけでなく県政全般に渡る事項であり、全体の歳入の中で、教育関係への適切な予算確保をしていくこととなります。 財政状況が厳しい中では、施策の重点化を図るとともに、県行政だけでなく、市町村、県民、関係機関の協力も得ながら、信州未来プロジェクトや信州教育スタンダードによる重点的な施策の推進を図っていきたいと考えます。
り拓く学力の 育成	(1)確かな学力 を伸ばす教育 の充実(主と して義務教育 段階)	「個性や能力が最大限に伸ばせる」という文言について、子どもによって伸びる速さや到達点が違う。授業の目標とする到達点に早くいった子はもっと上に引き上げることをやってほしいし、速度が遅い子は目標とする到達点まで引き上げる事をしてもらいたい。そういうことが弱い気がした。一番遅いほうに照準を合わせると楽なほうにいってしまうのでメリハリをつけてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「1-(1)-④『伸びるカ』を一層伸ばす指導内容の充実」 について記載しました。
り拓く学力の 育成	(1)確かな学力 を伸ばす教育 の充実(主と して義務教育 段階)	「全国学力・学習状況調査」の平均点向上のための学力向上策に振り回されず、豊かな学びを保障することが重要。学習指導要領の改訂により、学習内容・時数が大幅に増やされたが、教育課程の弾力化の推進・自主的な教育課程づくりをすすめる必要がある。	今後施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。 なお、教育課程は、法令及び学習指導要領の示すところに従い、地域や学校 の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、各学校で編 成することが基本となります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
	(1)確かな学力 を伸ばす教育 の充実(主と	日本の学力について、4つの課題 ((1) 「できる」けれども「わからない」学力 (2) 学力格差の拡大傾向 (3) 勉強しているのに自己肯定感が乏しい (4) 学習目的の喪失と学習意欲の衰退) が指摘されている。これは長野県にもあてはまる。新学習指導要領が完全実施に伴い、学校現場は、過密な日課になるともに膨大で難しい学習内容に変化している。授業そのものが「こなす」授業にならざるを得ない。テスト点重視の施策が、学校現場での創造的な授業実践よりもテスト点を向上させることに偏重した授業をつくの創造的な授業実践よりもテスト点を向上させることに偏重した授業をつくの創造のな授業と実践をつくれる環境条件を整備することが課題である。仮説実証形の授業形態を教員の任務のように押しつけているが、そうした教育の自由度を保障する、指導案づくりに膨大な時間を割かなければならない現行の研究授業そのもののあり方を見直す必要がある。	今後施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。 なお、研究授業の指導案づくりについては、各校の主体性を尊重しつつ、過 度の負担にならないよう研究してまいります。また、「子どもと共に創る授 業」の実践を通して、子ども主体の授業づくりにしてまいります。
	(1)確かな学力 を伸ばす教育 の充実(主と して義務教育 段階)	義務教育においては、基礎的基本的内容を徹底し、定着させる。その上に立って活用する力を育むよう成果を分析して進める。国語力・英語力の向上を図る。おそくとも高校を卒業するまでに世界史の視点から日本の歴史を語ることができるように指導を徹底するべきである。	今後施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。
	(1)確かな学力 を伸ばす教育 の充実(主と して義務教育 段階)	全体的に、1次計画の個々の施策の達成評価はあるが、成果の総括についてどこかで記述すべきである。 また、進捗が遅れている要因分析を踏まえ、1次計画の枠組みや施策に課題があったのか、視点が不足していたのか、新たな問題が浮上したのか、といったことを明確にした上で、第2次計画がどうあるべきかを記述していくべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、1次計画の成果目標ごとに具体的な成果と課題を整理しました。
1 未来を切り拓く学力の育成	(2)高校教育の 充実	多様化が先にあり、生徒がそれに沿って振り分けられているのではないか。学校づくりはそれぞれの学校が教職員・生徒・保護者・地域が主体になってすすめるべき。長野県の高校再編は全国の再編と同じだが、 長野県の実態から出発し、生徒・保護者や地域の願いに応える学校づくりになっているのか。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「1-(2)高校教育の充実」で「生徒のニーズに合った魅力ある高校づくり」と「人口減少社会に対応し高校教育の質保証と多様性を確保する第2期高等学校再編計画の策定」について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。 今後、これらの取組を適切に推進してまいります。
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	人材育成の成果の視点での学校づくりとは何をいうのか。外国語能力と卓越した学力の伸長のための留学・理数教育の充実・探求科の設置はエリート教育ではないのか。社会の担い手、主権者の育成のためにもすべての高校生に確かな学力を保障する高校教育をめざすべき。 生徒会やクラブ活動、三者協議会等を通じて、民主主義のあり方を学び、自治的な力、社会参加の意欲を高めるべきである。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で「1-(2)高校教育の充実」で、高校教育の質を保証することについて記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。 今後、生徒急減期を迎え、第1期長野県高等学校再編計画を進める中で、多様な学びの場の提供や各校における魅力づくりの推進などに取り組んでいます。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	現在進められている再編整備計画では、統合校が必要とする施設整備 の要望に答えておらず教育環境が不十分である。現場の要望にはしっか り答えてほしい。	再編統合に係る施設整備については、新校準備委員会と連携を取りながら、 新校の教育目標や教育内容等を十分に検討した上で、それに相応しい施設・設 備の整備に努めています。今後とも、新校の生徒により良い教育環境を提供で きるよう、必要な予算の確保に努めてまいります。
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	中学2年生まで30人規模学級が実施されたが、高校でも30人規模学級を 導入すべき。	少人数学級の実現は大きな課題と考えています。当面は、国の動向を注視しながら、標準どおり1学級を40人募集としますが、高等学校では、学級とは別の学習集団を形成して教育活動を行う場合が比較的多いことや、多様な課程・学科等で構成されていること等から、それぞれの学校の実情に応じた学級編成や教職員配置を行うことができるように、引き続き努力してまいりたいと考えています。
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	地理的な条件や地域の実態も考慮し、キャンパス化や募集停止の規準 を一律に適用すべきではない。	これまでも機械的に基準を適用するのではなく、地域の理解を得ながら再編を進めてきています。第2期高等学校再編計画の策定にあたっても、地域や学校関係者の皆様の声をお聞きするとともに、地域の実態等を考慮しながら慎重に検討し、より良い教育環境が提供できるように努めてまいりたいと考えています。
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	高校生の勉強に対する意欲付けが昔と変わってきていて、ボリューム ゾーン部分の生徒達が勉強しなくなることは、非常に大きな問題。質の 保証をどのようにしていくのか、子どもたちの興味をどうやって引き付けていくのか、またキャリア教育も重要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「1-(2)高校教育の充実」と「2-(1)キャリア教育の充 実」について記載しました。 また、生徒が目的意識や進路目標を持つことを成果目標に掲げ、施策の推進 を図ってまいります。
1 未来を切 り拓く学力の 育成	(2)高校教育の 充実	高校教育の充実について、少子化対応は待ったなしである。公立は教員の数が問題、募集定員が問題、校舎の問題をどうするのか。私立は近県にどんどん出て行ってしまう。長野県教育の質が問われている。	少子高齢化に伴い学校の小規模化が進行し、教育活動の活力が低下する中で、高校教育の取組みの成果や質の保証が一層問われる状況になっています。 長野県でも、平成30年以降更なる少子化が進行することから、高校教育の質の 保証については、現在進めている第1期高等学校再編計画の総括をし、第2期 高等学校再編計画を策定する中で様々な角度から総合的に検討してまいりま す。
	(1) キャリア教育の充実	私たちが今育てている子どもたちは現状では就職できない問題がある。再就職も難しい。ぜひ長野県らしいキャリア教育を作って普及していただきたい。企業に雇っていただける、個人でする場合には自分で工夫しながら会社を経営できる能力を育成してほしい。キャリア教育のひとつの側面は小中高校生に「何をすべきなのか」「今の時代はどういう時代なのか」を理解させること。そうすることによって自分はどういう能力を育成するのかを認識してほしい。 重要なのは地域、家庭との連携の中で能力やマナーを育成すること。子どもたちは地域で色んな事を体験しながら学び、また学校に持ってきて勉強やマナーの重要性を学ぶ。 長野県キャリア教育支援センター、市町村キャリア教育支援協議会を有効に活用して、学校教育を変えてもらうようなものになってほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(1)キャリア教育の充実」について記載し、今後の 取組を進めてまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教 育の充実	子どもたちが自分でコミュニケーション能力を身につけられるようになることが一番大事だと思う。広場で遊ばなかったり、地域の子どもたちが少なくなっているので、大人たちが見ていて子どもたちだけで学べるのは学校しかない。学校には子どもたちがみんないるので、そういうところを大事にしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(1)キャリア教育の充実」で、コミュニケーション能 力などの基礎的・汎用的能力を育成する取組について記載しました。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教育の充実	キャリア教育の充実については、高校生は将来に関して切実なものを 持っている。大学、その先のためのキャリア教育をお願いしたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「「2-(1)キャリア教育の充実」について記載しました。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教 育の充実	キャリア教育の強調には疑問。本来、教育は子どもたちの社会的自立を支援するものであり、あえてキャリア教育が強調される必要は無い。テストの点数を上げることが第一とされ、学習内容が、学年が進行するほど児童・生徒の生活や社会的自立から切り離されたものになっていることを改善すべきである。就業体験は良い学習の機会であるが、社会的自立を支援する方法として就業体験だけが強調されるべきではない。失業や疾病・負傷などで生活が困難に陥った場合の対応の仕方、社会のセーフティネットに関する知識なども学ばせる必要がある。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(1)キャリア教育の充実」で、社会的自立に向けた取組について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。 今後、施策を実施していく段階で、時代に応じた職業観や社会のセーフティネットについても適切に取り組んでまいりたいと考えます。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教 育の充実	高校の先生の中で、キャリア教育をできる先生はあまりいないので、 キャリア教育を具体的にどうしていくかを県で考えるべきである。各県 で10人ぐらいキャリア教育が専門にできる人をプールしておいて回っ てもらうべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で「2-(1)キャリア教育の充実」について記載しました。 また、キャリア教育に係る教員の指導力向上については、今後の施策を実施 していく段階で検討していく課題であると考えます。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教育の充実	人口減少・高齢社会の中で近所あるいは同じ町内の老人のことを子どもが知らない状況が多くなってきている。地域の結びつきが非常に脆弱になり、祭りも維持できない状況も出てきている。学校、公民館、社会福祉協議会等が目標を共有して、福祉教育=地域教育と位置付けて、一体的に、計画的に進めていくべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(1)-④福祉教育の推進」について記載しました。 今後、学校と地域との連携のあり方を検討して取組を進めてまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教 育の充実		ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(1)-④福祉教育の推進」について記載しました。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1) キャリア教 育の充実	障害者への理解が問題になっている。総合教育センターの情報の総合的な学習の時間に関する情報によると、一部の学校では福祉体験、交流の実施の授業をしていると聞いている。県の全ての学校で取り入れてもらいたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(1)-④福祉教育の推進」について記載しました。 なお、福祉体験・交流活動自体は、県内すべての小中学校で実施されていま す。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(1)キャリア教 育の充実	「キャリア教育の充実」は重要であり、最近の不安定な外国依存を考えると、自律的な職業教育の充実という視点をこの中に加えるべきである。長野県は海に囲まれていないので、世界に向けた職業教育が可能だと思う。そういった視点を加えることにより、よりキャリア教育が充実していく。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(1)キャリア教育の充実」について記載し、自律的 な職業教育の充実にとりくんでまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(2)長野県・地 域を学ぶ体験 学習	第3篇で「自然の中でたくましく」「安全・安心」が並列して書かれている。転んで痛い思いをしたときに、今度転ばないようにするにはどうしたらいいかを考えさせることが重要。大人はあるところまでは黙って見ていて、本当に危ないときに手を出す教育が出来ればいいと思う。	自然の中での体験活動については、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(2)長野県・地域を学ぶ体験学習」と「6-(2)子どもの未来づくり」で、その推進を記載したところですが、失敗体験も成功体験も含めて、自然の中でありのままの体験をすることによりたくましく育てていくことについては、今後、施策を実施する中で推進してまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(2)長野県・地 域を学ぶ体験 学習	信州に根ざし世界に通じる人材の育成が、新しく出てきており、キャリア教育の充実、世界につながるという点は、今後必要だと思う。ただ、長野県・地域を学ぶ体験学習は、今まで多くの学校で事例や総合的な学習の時間での蓄積があり、その資産をどう生かしてキャリア教育にどのようにつなげていくか、現場にわかりやすく伝えていくかが必要である。	長野県・地域を学ぶ体験学習の学校現場へのわかりやすい伝達については、 事業を推進するにあたっての個別課題であると考えており、事業を実施してい く段階で検討してまいりたいと考えております。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(2)長野県・地 域を学ぶ体験 学習	キャリア教育に関し、職業・働くということに意識が強く向きがちだが、家庭人して、地域の一員としてどう生きるのか、という視点も必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(1)キャリア教育の充実」で、地域貢献や農業体験、 福祉体験等を通じた社会的な課題に関する学習について記載しました。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(2)長野県・地 域を学ぶ体験 学習	過疎化・少子化の中で、学校教育・社会教育・生涯学習などの場で、 それぞれの地域にある文化財を保護し有効活用することは地域の歴史や 文化を理解し伝承する上できわめて重要なことである。身近な文化財、 自然、文化を含めてそれらを学習した子どもたちは郷土に愛着と誇りを 持つことが出来る。	意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(2)長野県・地域を学ぶ体験学習」に記載しており、今後、 取組を進めてまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(2)長野県・地 域を学ぶ体験 学習	学校で文化財をどう取り上げるか。地域にある文化財を取り上げて、 地域を学ぶ学習の教材化に当たっては、家庭、地域の人々の助言、協力 を求めることが肝要。大人の押し付けでなく子どもたちが主体的に取り 組めば、その地域の歴史、自然についても興味関心を持つようになる。 団体等の連携も検討すべきである。	意見の趣旨は、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「2-(2)長野県・地域を学ぶ体験学習」に記載しており、今後、 取組を進めてまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(3)世界につな がる力の育成	今の世の中は、都市と地方で人の取り合いをしている。長野県にどのように優秀な人材を残していくのか、という視点で考えるべき。これは県しかできないこと。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(3)世界につながる力の育成」について記載し、卓 越性を伸ばすと共に、郷土に愛着と誇りを持つよう取組を進めてまいります。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(3)世界につな がる力の育成	最近の子どもたちは内向きになっている。その一方でグローバル化と 言っている。信州は峠が高くて、外が見えない。だから外に行かない。	今後施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(4)高等教育の 充実	長野県の約8割の高校生が県外に出て学んでおり、県内での高等教育のレベルを確保する必要がある。県レベルでの高等教育との連携を図る上で、教育委員会だけでない県としての横断的な体制を整えた行政の連携が必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(4)-③大学と学校教育、地域との連携」について 記載しました。 今後、県としての横断的な体制については、新しい総合5か年計画に対応し た県組織のあり方の見直しのなかで検討する予定です。
2 信州に根 ざし世界に通 じる人材の育 成	(4)高等教育の 充実	書いてある取組を、全部1人の教員に求めても無理がある。先生個人のキャパには限界があり、これをどう解決するのかということを書くべきである。 高大接続による大学の教員や教員〇B等の有効的な活用も考えるべきである。複雑な世の中では、学校の中の教員だけでは対応できないので、外の力を使うべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「2-(4)-③大学と学校教育、地域との連携」及び「4- (1)地域と共にある学校づくり」について記載し、今後、具体的な取組を進めて まいります。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(2)健康づく り・体力の向 上	信州に根ざし世界に通じる人材の育成に、食育に関してのことが必要 である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(2)-③健康保持増進、食育推進」について記載しました。子どもたちへの食育について、引き続き学校、家庭、地域との連携のもと、食育が一層推進されるよう努めてまいります。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(2)健康づく り・体力の向 上	「健康づくり・体力の向上」に関しては、幼稚園から中学校にかけての取組による基礎体力の確保や体力の向上を、また、スポーツをやる子どもとやらない子どもで二極化しているので、全ての子どもたちに対する取組を期待している。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(2)-②幼児期からの運動習慣形成」について記載 し、施策を推進します。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	戦後60年を経た今、学校教育だけが「教育」という営為ではない。 「社会教育」も重要な「教育」であると認識する。 さらに問題なのは、学齢前教育についての言及がきわめて薄い。幼児教育は幼児保育と一体化して行く。将来的な視点から言えば「幼保一元化」を念頭に置いた幼児教育を考えていくべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載しました。 なお、今後子ども子育て3法とも関連付けながら施策を推進してまいりま す。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	小学校・中学校で解決できない問題が増えてきており、いじめにして も小1プロブレムにしても幼児期からの問題が多いのではないか。行政 だけでなく現場との連携が大切である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載し、施策を推進 します。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	子どもたちは自然に触れる中で、気づき、思いやり、抑制力など全て を習得していくということを認識して、幼児期からそういうものを保育 の中に取り入れていくべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「3-(3)幼児教育の充実」で、運動遊びの推進や自然・文 化体験活動について記載し、施策を推進します。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	確かな学力を伸ばす施策展開に、小中、中高の連携はあるが、幼小の 連携がない。なお、長野県の幼稚園の就園率は22%で全国でも最下位で ある。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載しており、今 後、連携のあり方を検討して取組を進めてまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	幼児教育のストレスは、母子関係、家族関係以外にも小学校の準備期間としての幼稚園等の早期教育にも原因があると指摘されたことがある。読み書き等の教材を使った子どもたちへの詰め込みでない教育が必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載し、施策を推進 します。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	幼稚園・小学校の連携を進める上で、幼児教育が小学校への学びにどのように接続するのかという研修(小学校の先生への啓発)が足りないと思う。幼稚園側の努力も必要かと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)-②幼・保・小の連携強化」ついて記載し、施 策を進めます。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	幼稚園の指導を行う幼児教育専門員は重要な役割を果たしている。幼児教育と小学校の接続についても勉強しており、指導員を確保していくべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「3-(3)-①幼稚園、保育所における教育(保育)の充 実」について記載し、幼児教育専門員の確保に努めていきたい。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	幼稚園から高校までの「教育課程の一貫性」が重要であり、特に幼児期の学びがその後の人生に多大な影響を及ぼす。幼い頃から「わからないことを調べたい」という気持ちが育っていれば、大人になった時も自分から調べて学んでいくことができる。今回の基本計画にはもっと幼児教育の重要性を明確にすべきであり、「興味の広がり」「自己調整力」「気づき」など「学びの芽生え」は遊びの中でこそ経験できる。また、数年前までは義務(小・中)の初任者が幼稚園の実習に来ていた事例もあった。幼・小のカリキュラムの違い等も協議してよい連携の場であったが、現在はなくなっている。今後も充実した研修を続けてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載し、研修の充実 や幼・保・小の連携に努めてまいります。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	特別支援学級が増えた原因について、幼児教育が大きな要因であると考える。子育てがとても難しくうまく出来なかったことで、より小集団の中でならやっていけるのではないか、と思う方が増えている。家庭支援のあり方を大切にしていかないといけない。教育、福祉、各家庭みんなで考えていく時代だと思う。	「家庭支援のあり方の重要性」は学校教育で大変大きな課題であると考えています。個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」の中で、「市町村が地域の人材を活用した巡回相談支援チームを形成し、保護者、幼稚園・保育所、小・中学校に対して継続的かつ日常的に支援することができるよう、体制づくりを支援」するとして家庭、福祉、教育が連携して支援する体制整備について示しており、今後、施策を実施する中で推進してまいります。
3 豊かな心 と健やかな身 体の育成	(3)幼児教育の 充実	少子化問題も取り組んでいるにも関わらず変わっていない。そういう面では、子どもを生みたい、生んでよかったと感じる幼児教育に投資しなければならない。幼児のときにお金をかけてもらえると、子どもたちも自然に将来納税義務を果たす大人に育つ。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「3-(3)幼児教育の充実」について記載し、今後の取組 を推進してまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	長野県のポテンシャルの、「教師の自主的な研究会活動」や「教師同士が学び合う研修が活発に行われています」というこの可能性をいかに発揮させるかが重要であり、教員の成長、教員の学び続ける意欲を目的にさまざまな施策が講じられることが必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)教員の資質能力向上」について記載しました。 今後、新たな研修体系の構築や校内研修への支援を通じて、教員の成長、学 び続ける意欲の向上に取り組んでまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	教員の資質能力の向上が、基本施策の「安全・安心・信頼の学校づくり」に位置付けられているが、「未来を切り拓く学力の育成」や「すべての子どもの学びを保障する支援」にも位置付けられるべきである。優秀な教員の確保や効果的な研修の実施のもつ意味が、それらとも関わってくる。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「1 未来を切り拓く学力の育成」や「5 すべての子どもの学びを保障する支援」の中でも、学力向上のための効果的な指導改善や特別支援教育における教員の専門性向上など、教員の指導能力等の向上に係る取組を位置付けました。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	かつては、多くの教員が自己研鑚を深め、地域での歴史調査研究に従事してきたが状況が大きく変化した。意欲ある有為な教員が自主的、自律的に研究活動を継続できるような支援体制づくり、研究・研修環境の整備を積極的に進めてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)教員の資質能力向上」について記載しました。 今後、新たな研修体系の構築や校内研修への支援を通じて、教員の自主的な 研鑽への支援に取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	「教員の多忙感増加し・・・」とあるが、多忙感ではなく、県の教育 アンケートでも明らかな時間外勤務の数値や教員の多忙化の実態が出て いる。「教員の多忙化が深刻」ととらえるべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」について記載しま した。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	授業研究の充実とあるが、教員の多忙化解消の立場から、日常の授業 に生きる研究の実施、要を得た簡潔な指導案の作成などの観点が必要で ある。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」について記載しま した。 今後施策を実施していく段階で、各校の主体性を尊重できるよう校内研修等 の支援を行ってまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	施策に「優秀な教員確保」とあるが、採用が抑制されている状況で、 現場にいる臨採者に目をむけず、大学生へのPRをするというだけでな く、現場にいる優秀な人材を採用していく具体的施策を実施してほし い。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「4-(2)-②優秀な教員の確保」で、「社会人選考や特別 選考等」について記載し、人物本位の選考となるよう取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	教員の資質向上が指摘される一方で、スクールセクハラの被害者の相談窓口が、長野県では周知されていない。教師から生徒に対するスクールセクハラに対する被害生徒の相談窓口を保障する必要がある。合わせて、高校や教育実習の場においては生徒から教師へのセクハラの事例も存在する。こうした事態に対しても、検討していく必要がある。	既に義務教育諸学校では、相談窓口が全ての学校に設置されています。学校 悪監などにより一層思知が図られるよう取り組みですいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上		ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」について記載し、 教員の時間外勤務縮減について取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	教職員は教材研究をしたいという気持ちは大変強いと思うが、他の仕事に忙殺されて広い視野で教材研究を進めることができない。研修・研究できるような余裕ある体制づくりが必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)教員の資質能力向上」について記載しました。 今後、新たな研修体系の構築や校内研修への支援を通じて、教員の自主的な 研鑽への支援に取り組んでまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	「教育ニーズの多様化、教職員の多忙感が増加する中」とあるが、教職員は多忙を感じているのではなく、数字でも示されているように多校である。なぜ、学校運営のマネジメントカ向上が「地域と共にある学校である。なぜ、学校運営のマネジメントカ向上が「地域と共にある学校の項目にあるのか理解できない。 児童・生徒や職員が抱える課題や困難を集団的に取り組める民主的な職員集団づくりが大切である。 教職員の多性を解消し、地域の行事や自分の子どもを通じた地域の育事や自分の子どもを通じた地域の育事、地域の課題に地域の一員として取り組める状況を作ることが学校がある重要な要素ではないか。生徒・保護者・地域が学校づくの当事者として、教職員と共に学校づくりにきない、共に学校づくりをすすめるべき。 教員の資質向上のためには教職員の研修、特に自主研修が大切。教員の資質向上のためには教職員の研修、特に自主研修が大切。教員の資質の上のためには教職員の研修、特に自主研修が大切。教育の資質の方のためには教職員の研修、特に自主研修が大切。教育の資質の方のためには教育の研修、特に自主研修が大切。教育の資質の方の方のでき、研究会に参加できる体制づくりが必要。教職員数を増やすべき。	教員配置や研修に参加しやすい体制づくりについては、原案では「第4編基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」及び「4-(4)-③教員配置の充実」について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。 また、子どもたちや保護者、地域の人たちの学校づくりへの参加については、「4-(1)地域と共にある学校づくり」について記載しており、家庭・地域とともに学校づくりを進めてまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	教員アンケートの結果で、教員の残業時間、持ち帰り時間が多いが、 平均値であり、先生毎に多い人と少ない人もいる。それを学校全体で分かち合ってやっていくにはどうしたらよいか。行政としては、教員の必 要最低限のスキルをどう位置づけていくのか。ライフスタイル、ライフ ステージに応じた研修の位置づけがあると先生の目安になる。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-①教員の指導力、専門性、社会性向上」につ いて記載し、ライフステージに応じた研修体系による研修の実施に取り組んで まいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり		課題探究は、解からないものを解かるようにしていこうという発想なので、かなり研究的要素が必要であり、指導できる教員がいなければ、身に付けさせることは不可能である。本当に身に付けさせたいならば、それを指導できる教員に時間的余裕を確保すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」及び「4-(4)-③教 員配置の充実」について記載し、教員の負担軽減に取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	能力向上	教育の質保証が最重要な課題であり、教育を現場で主に担っている教員の質保証が必須である。採用の仕方、研修制度の充実、教員の仕事の整理(会場でも発言しましたが、リタイアした有能な教員の活用、高大連携など、外部に依存できる部分を教育委員会が積極的に支援する、これはフィンランドの教員のあり方も研究してもらいたい)など、教員の力量アップとなる具体的な施策を結び付けていくべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)教員の資質能力向上」について記載しました。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	学習指導要領で、体系がしっかりとできていて、自由にはならないので、学校は大変である。これは私立も同じ。学校と教師には足かせをつけて、さあ自由にやれ、というような面がある。生徒の自主性を伸ばせ、というのは難しい。	今後施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	教師が生徒と向き合える時間を何とか確保しなくては、生徒が教師から離れていくのは当然。無駄話ができる時間がほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-④働きやすい環境づくり」について記載し、 教員の時間外勤務縮減について取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	義務教育の教員のほとんどは、よく研修し資質も高い。今後は一層、目的を明確にした研修をしてより資質を向上させたい。自分のライフサイクルを作成させて、ステージに応じた研修を教育センターで受ける。その研修は悉皆とする。コミュニケーションのとり方、対応の仕方などの研修も大事にする。学級経営、教科指導の技能の向上に関することは、原則としては、校内研修及び同好会、教育会などで自ら求めて研究したり研修したりするようにする。そういう気風を学校内でも高めていく。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)教員の資質能力向上」について記載しました。 今後、新たな研修体系の構築や校内研修への支援を通じて、教員の自主的な 研鑽への支援に取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(2)教員の資質 能力向上	先生は多忙な毎日を送っているがその中で保護者との関わり方も大切にしてほしい。全ての子供を大事にするためには人員配置をしなければ成果は得られない。不祥事などの管理を強化するだけでは解決しない。背景を分析することが大事。子どもたちと日々ゆっくり話したり一緒に活動できるようにすることが大切。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(2)-①教員の指導力、専門性、社会性向上」及び「4-(2)-④働きやすい環境づくり」について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。 今後、これらの取組を適切に推進してまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(3)安全・安心 の確保	いじめ問題については、高校生の場合、学校では把握しきれない面があるので、いろいろな相談場所があるということを定期的に生徒に知らせるよう充実してもらいたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(3)-③いじめを許さない学校づくり」について記載しました。現在、年度当初に校外相談窓口一覧表を配布しておりますが、校内相談窓口については今後も機会あるごとに周知を図ってまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(3)安全・安心 の確保	学校現場が5年前と大きく変わったのは、震災があったことによる「価値観の変化」や「自然と人とのかかわりの再認識」、もう1つは、「貧困・格差の拡大」である。比較的地域社会が安定した学校であっても、就学援助や未納金の問題が非常に深刻である。学校現場も教育費負担軽減の具体的なアクションを起こすべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「貧困・格差の拡大」への対応として、「4-(4)-⑥教 育費負担の軽減に向けた経済的支援」について記載しました。 今後、学校徴集金の減額等について市町村教育委員会等に働きかけるととも に、経済的な困難を抱えた家庭の子どもたちが学んでいける支援策について国 へ働きかけていきます。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	素案に書いてある「楽しく安全・安心な学び舎」の実現には、教職員の多忙化の解消と教員配置の充実が必要である。県のアンケート結果で、部活以外では、小中の教職員は授業準備や成績処理であり、削減できるものではない。物理的に教師の仕事がオーバーワークになっており、今の教員の働き方では無理な状況である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-③教員配置の充実」について記載し、活用方 法選択型教員配置事業等により教員の配置を工夫して対応するとともに、「4- (2)-④働きやすい環境づくり」について記載し、教員の時間外勤務縮減につい て取り組んでまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	教員の配置の充実について、1つの案として、再任用の教職員が、1日フルタイムではなくハーフならできるという教員が多い。しかし、学校では学級担任がほしいとのことから、なかなかハーフの働き方がない。新規の採用と経験のある再任用の教員を専科とか加配の形で配置するべきである。	「教員配置の充実」については、大変重要な課題と受け止めています。次年 度以降の施策を企画・実施していく段階で計画的に検討し、教員配置充実に向 け努力していく課題であると考えます。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	読書活動の推進・学校図書館の充実のため「学校図書館への専任司書 教諭の配置」をすすめる。	読書活動の推進・学校図書館の充実のため、司書教諭については12学級以上の全ての学校に置かれています。しかしながら、司書教諭の専任化は困難な状況です。 また、学校図書館職員の配置については、市町村教育委員会等に働きかけてまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	欲・能力がありながら、経済的な理由で学ぶ機会を奪われることの無い	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「貧困・格差の拡大」への対応として、「4-(4)-⑥教 育費負担の軽減に向けた経済的支援」について記載し、施策を進めます。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	数を圧迫している」というとらえは正しくない。地域における学校の果たす役割は単に学校教育の範疇にとどまらないし、小規模校には小規模	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-④人口減少期の小・中学校のあり方の検討と学校づくりの支援」について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。今後、人口が大幅に減少していくことを踏まえ、対応策を探ってまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	研究などの授業準備の時間の確保が不可欠である。教員一人あたりの授 業持ち時間数も、諸外国に比べて多い。「学校マネジメント」意識の醸	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-③教員配置の充実」について記載し、活用方 法選択型教員配置事業等により教員の配置を工夫して対応するとともに、「4- (2)-④働きやすい環境づくり」について記載し、教員の時間外勤務縮減につい て取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	特別に支援を必要とする児童生徒が急増しており、現在の35人学級では子どもの数が多いので、30人学級基準を志向して欲しい。また、専科教員の配置の充実や不登校児生・発達障害児生・外国籍児生に対応する教員の加配の充実も必要である。さらに、児童・生徒・教職員の心身の健康をはかるために養護教諭の複数配置をすすめていくことも必要である。県費学校事務職員の全校配置・大規模校への複数配置も推進すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-③教員配置の充実」について記載し、活用方 法選択型教員配置事業等により教員の配置を工夫して対応してまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	小中学生が今後も減少すると、小学校では小規模校、複式学級となり、中学校では教員数に限りがある中で、非免許が生じる。児童の減少により、学校そのものがなくなるということを考えると、学校は地域において貴重な存在であることを十分認識して、具体的な施策をすべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-④人口減少期の小・中学校のあり方の検討と 学校づくりの支援」について記載しました。人口が大幅に減少していくことも 踏まえた対応策について、検討していく予定です。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	子どもと向き合う時間の確保について、先生たちに余裕がなければ、 子どもに向き合う時間は難しい。子どもに向き合って教育活動に没頭で きるような教育環境をお願いしたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-③教員配置の充実」について記載し、活用方 法選択型教員配置事業等により教員の配置を工夫して対応するとともに、「4- (2)-④働きやすい環境づくり」について記載し、教員の時間外勤務縮減につい て取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善		ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-⑤県立学校におけるICT環境の整備」について記載し、ICT技術を活用した教職員間の情報共有に取り組んでまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	が、ぜひ高校にまで拡げていくべきである。	高等学校における少人数学級の実現は大きな課題と考えています。当面は、 国の動向を注視しながら、標準どおり1学級を40人募集としますが、高等学 校では、学級とは別の学習集団を形成して教育活動を行う場合が比較的多いこ とや、多様な課程・学科等で構成されていること等から、それぞれの学校の実 情に応じた学級編成や教職員配置を行うことができるよう、引き続き努力して まいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	現在進められている高等学校再編整備計画の中で、再編校からさまざま要望があると思うが、お金がないということで、それがなかなか聞き届けられない。ぜひ現場の声を反映していただきたい。	現在、再編対象校の教職員から構成される新校準備委員会と連携を取りながら開校に向けた準備を進めています。今後も、新校準備委員会とより一層緊密に連携を図りながら、現場の声をお聞きするとともに、課題の解決に向けてお互いに知恵を出し合い、開校に向けた準備を着実に進めてまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	「貧困・格差の拡大」との現状認識には同感。就学援助は中学校までで、高校に行くとなくなり、経済的な理由で学習に困難を抱えている生徒がおり、定時制では生徒会費等でも苦慮している。ぜひ「貧困・格差の拡大」に対応する施策を進めていただきたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「貧困・格差の拡大」への対応として、「4-(4)-⑥教 育費負担の軽減に向けた経済的支援」について記載し、施策を進めます。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4) 教育環境の 維持改善	4年制大学の進学について、一部では厳しい競争が残っているが、少子化と大学増加の中で大学は生徒確保必死である。大学からは「目的意識を持って進学せてほしい、学習意欲に乏しい、大学の中退がいずれ社会問題化する日が来る」等の声がある。家庭の経済的困難の中で進学が厳しい状況もある。進学実績を競わせることが高校教育と大学進学後の学びをゆがめている。 一方で、高等教育を卒業することにより「政治的関心度」「人的信頼度」が高まるというデータもある。希望者が高等教育を受けられるよう高等教育の無償化を目指すことも必要、その一歩として国による給付型奨学金制度の設立が求められる。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「貧困・格差の拡大」への対応として、高等学校、義務教育段階での「4-(4)-⑥教育費負担の軽減に向けた経済的支援」について記載しており、当該部分に県としての対応可能な範囲でのご意見の趣旨が含まれます。 なお、高等教育の無償化、給付型奨学金制度については、国の動向を注視してまいります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	老朽化がすすみ、教育活動にも支障が出ている。教育条件整備を教育振 興基本計画に盛り込むべき	学校施設整備については、ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-①学校施設設備の充実」について記載しました。 なお、図書費等需用費の削減については、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	校舎の改築、設備について、公立ではまず自由にならない。私立では、校舎の改築が思うようにできる。公立の校長先生にもそういう権限を与えてはどうか。税金を使っての予算執行だから難しいとは思う。	公立小中学校については、設置者は市町村となっており、校舎の改築等の予算執行についても、市町村の権限となるため、意見反映は困難と考えます。 県立学校については、ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画 (今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-①学校施設設備の充 実」について記載し、学校の要望等を把握した上で、計画的に実施してまいります。
4 安全・安 心・信頼の学 校づくり	(4)教育環境の 維持改善	活用方法選択型教員配置事業に45億円を投入していることは、他県の方から「さすがは教育県長野」と言われる。行政、教師、地域・家庭の3本柱が、手を取り合って良い教育をしていくために、教員の数を手厚く対応していく必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(4)-③教員配置の充実」について記載し、施策を 進めます。
子どもの学び	(1)いじめ・不 登校等悩みを 抱える児童生 徒の支援	子どもたちのいじめ、不登校、暴力などの教育問題の背景には、日本の高度に競争主義的な教育制度がある。「いじめを許さない学校づくり」だけでなく、いじめを生まない学校づくり・教育環境・社会環境の体制づくりが求められている。 いじめ問題の解決は、全てで状況が異なり、保護者の理解が得られない事例も多いことから、専門家・カウンセラーなどの配置や相談体制の充実が急務である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「4-(3)-③いじめを許さない学校づくり」について記載しました。
子どもの学び	(1)いじめ・不 登校等悩みを 抱える児童生 徒の支援	いじめを受けて悩んでいる側への支援のみならず、同時に、むしろいじめをする側へのケアが必要だと思う。実は本当の意味で悩みを抱えているのは、いじめをする側であり、抱えきれず、他者にあたる行為をしてしまう。こういった児童生徒にこそ、保護者を含め、更正プログラムを受けさせる等の支援をしなければならないと考えます。	いじめの対応については、被害児童生徒はもちろんのこと、加害児童生徒に対する支援も大事なことと考えています。来年度、いじめ等学校問題支援チームによる問題解決への支援を検討しており、その中でも新たな支援について考えてまいります。
	(2)特別支援教育の充実	養護学校の肥大化については本当にそのとおり。高等部の生徒が増えている原因はひとつではないが、①中学校の特別支援学級を卒業した生徒を高校で受け入れられないこと、②社会構造の変化により、中学校の特別支援学級を卒業した生徒が社会に就職できないこと、③養護学校高等部は希望者全入であるということ。中学校の特別支援学級で①、②に適応できなかった子どもたちはほとんど高等部に入ってくる。全ての学校、全ての学級、全ての先生が特別支援教育をやるという前提がないと今の問題は解決することが出来ない。通常学級における配慮・指導がどれだけ出来るかがゴール。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「5-(2)特別支援教育の充実」で、「授業のユニバーサル デザイン化」の実践の促進について記載しました。 また、「4-(2)教員の資質能力向上」でも、同様に教員の指導力、専門性、社 会性向上の観点から「授業のユニバーサルデザイン化」について記載しました。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
5 すべての でもの で を 段 援	(2)特別支援教育の充実	であり、全国平均の倍以上の比率で進学している。 障害児学級の児童・生徒数も激増しており、障害児教育が保護者から 一定の理解を受けてきたということと、過度に競争的な教育が進められ るなか、通常学級での居場所を失い、はじき出される子ども達が急増し ているのではないかと推測される。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(2)-①小·中·高等学校における特別支援教育の充 実」や「5-(2)-③児童生徒数の増加に対応する環境整備」としての教員配置の 充実について記載しました。 また、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」の中で、「長野地区 特別支援学校再編整備計画や第1期長野県高等学校再編計画に基づく取組の成 果と課題を検証しながら、各地域の過密化等の状況に応じた施設整備や県有施 設を活用した高等部分教室設置など、多様なニーズに応じた教育課程編成も考 慮しながら、必要な施設整備を検討」するとの方向性を示しています。
5 すべての子 どもの学びを保 障する支援	(2)特別支援教 育の充実	こうした出現を計算すれば、小なくとも陪実用学校の教職員の字数判域	こ息兄の越自を踏まれ、原業では「弟4編 基本計画(写復5年间の施東) 第4 施策の展開」で、「5-(2)-③児童生徒数の増加に対応する環境整備」と エの教員の充実について記載
5 すべての子 どもの学びを保 障する支援	(2)特別支援教 育の充実		特別支援学校卒業生の進路指導にかかわる課題は大変重要な課題と受け止めており、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」の「2章一Ⅲ2卒業後の生活や就労に向けた支援の充実」の中で、「一人一人のニーズに応じた進路実現のために関係機関と連携した就労支援の充実を図」るとともに、「一人一人のニーズに応じた進路実現のため、企業の理解・啓発を図」ると示しており、関係機関と連携しながら進路実現・就労支援を進めたいと考えています。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教育の充実	裁判の判決で、弁護士は「障害があることで明らかに量刑が重くなっている。裁判員制度が導入されて最も恐れていたことが起こった。」と	「発達障害への理解啓発」については、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」で三重点のうちの一つ、「2章三理解啓発の推進」として取り上げ、「関係部局等と連携し啓発活動を行うとともに、発達障害の理解・啓発にあたる人材の育成や、研修への講師派遣等を行い、学校をとりまく地域社会における啓発活動を促進」すると示しており、様々な研修や理解啓発活動への協力や健康福祉部の事業に連携協力し、発達障害への理解啓発を推進してまいりたいと考えています。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	現状と課題に「発達障害児の通級による指導を含め、支援ができる体制が十分ととのっていない」とあるが、施策に「障害種別に通級指導教室編成し、必要なすべての学校に教室を設置する」を加える施策に「特別支援コーディネーターの専任化」「支援員の配置」「高校での発達障害児の受け入れ」を加えるべきである。	一部特別な文援を必要とする児童生徒が、通常の字級を基盤に、教育的一一人に応じて適切な文援が受けられる連続的で多様な教育対応を展開できる体制に
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実		ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(2)-①小・中・高等学校における特別支援教育の 充実」について記載しました。 具体的には、分教室の拡大、研究指定校の設置、各校によるソーシャルスキ ルトレーニングの計画的実施や外部機関との連携等により対応してまいりま す。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	特別支援学校が肥大化している。本来特別支援学校で行われるべき専門教育に絞り込み、障害の程度に応じて、より地域の学校にできる限り在籍させるという方向性を盛り込むべきである。	特別支援学校の肥大化については重要な課題と受け止め、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」で、「長野地区特別支援学校再編整備計画や第1期長野県高等学校再編計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら、各地域の過密化等の状況に応じた施設整備や県有施設を活用した高等部分教室設置など、多様なニーズに応じた教育課程編成も考慮しながら、必要な施設整備を検討」していくとの方向性を示しています。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教育の充実	障害児(者)が地域の中でくらし、学ぶということが前提になってくる中で、人権、差別、偏見の問題がある。大きな意味での福祉教育や互いを認め合うといったことを、総合的に勘案した長野県独自の取組が必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画 第4 施策の展開」の「5-(2)-④特別支援教育の地域化の促進」で、特別支援学校の最寄りの小・中学校に副次的な学籍を置いて交流学習を進めることや、分教室の取組を進めることを記載し、施策を進めます。
	(2)特別支援教 育の充実	特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の急増の背景は、特別支援教育が保護者から一定の信頼を受けてきていることと、通常教育が競争的であり障害児が居場所を失っているのではないかとの推測がある。私たちの考えるインクルーシブ教育とは、通常教育の改革を基礎にする。今進めている35人学級には大賛成であり、さらに北欧並みに20人規模にしていただいてもいい。その上で、特別支援学校の条件を改善していただきたい。	特別支援学校の条件整備については重要な課題と受け止めており、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」で、「障害の重度・重複化、多様化への対応」や「自立活動担当教員の配置の拡充」等についてその方向性を示しています。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	養護学校は、過密過大化しており、児童生徒数が200~300名という学校が8校もある。信州大学附属養護学校は約60名であり、60~100名が適正規模だと思う。 そこに2倍、3倍の生徒がおり、どこでも、校庭にプレハブを建てるという実態が進んでいる。特別教室を転用するのは、国が定めた設置基準がないためである。県にも設置基準を定めるようぜひ国に働きかけてもらいたい。	国は、特別支援学校については、対象となる児童生徒の多様な障害の状況や 地域の実情に柔軟に対応した施設整備、学級編制が可能となるよう、全国一律 の基準は定めないこととしており、国による設置基準の制定は困難ですが、県 教育委員会としては、設置基準の有無にかかわらず、引き続き教育環境の整備 充実に努力してまいります。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	県では特別支援学校の教職員が280名も不足している。寄宿舎も48名足りない。標準法を上回る形で、学級規模を縮小しているのに、特別支援学校では標準法すら守られていない。重点プロジェクトにこの問題を取り上げてもらいたい。	「定数乖離」については教育委員会の重要な課題と受け止めています。次年 度以降の施策を企画・実施していく段階で計画的に検討、教員配置充実に向け 努力していく課題であると考えます。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	障害者の問題を解決するために、県の教員の採用条件を特別支援学校 教諭の免許状を有している、としてもらいたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「5-(2)特別支援教育の充実」で、教員の更なる専門性の 向上について記載し、成果目標を測定する指標としても「特別支援学校教諭免 許保有率」の目標を設定しているところです。 個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」でも、「特別支援学校教諭 免許状を有するものを対象とした特別支援学校教員の新規教員採用を進める」 としており、今後の事業の実施段階でも取り組んでまいります。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	特別支援学校の児童生徒が困っていることをどのように支援していくかの対応を丁寧に繰り返していくことで、二次障害を防げる。特別支援教育の原点は子どもの側に立って教育をすることであり、子どもに学び、自分を変えていくことが専門性を高めることにつながる。また、学校全体で特別支援教育を推進し、分かりやすい授業づくりを進めていく必要がある。教科、特別支援教育、集団、個別指導等、様々な角度から進めていく必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「5-(2)特別支援教育の充実」で、「授業のユニバーサル デザイン化」の実践の促進について記載しました。 また、「4-(2)教員の資質能力向上」でも、同様に教員の指導力、専門性、社 会性向上の観点から「授業のユニバーサルデザイン化」について記載しまし た。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(2)特別支援教 育の充実	PTAの全国大会でもよく耳にし、国レベルでも注目されていることは、特別支援学校の生徒数の増加が問題になっているということ。その反面、一般の高校では定員削減や高等学校自体の閉鎖や統合で数が減らされている。このような矛盾の解消に今後の取組を期待したい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(2)-③児童生徒数の増加に対応する環境整備」に ついて記載しました。 また、個別計画である「長野県特別支援教育推進計画」でも、「各地域の過 密化等の状況に応じた施設整備や県有施設を活用した高等部分教室設置など、 多様なニーズに応じた教育課程編成も考慮しながら、必要な施設整備を検討す る」としており、今後の事業の実施段階でも取り組んでまいります。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(3)困難を有する子ども・若者の自立支援	外国籍児童支援は支援を必要とする児童生徒の把握が難しく、関係機 関の協力が重要なので具体的な連携の取組を県として推進することが必 要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で「5-(3)-③外国籍児童生徒への教育」について記載しま した。 今後、県民、企業、行政が協働して母国語教室等への支援を通じ不就学の減 少を図ります。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(3)困難を有す る子ども・若 者の自立支援	支援を必要とする子どもや若者の社会参加や社会形成をどう支援していくか、地域における支援ネットワークをどう構築するか、連携を図っていくNPO等の民間団体等の人材育成をどうするのかが課題である。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(3)-①ニート、ひきこもり等の子ども・若者への 総合的支援」及び「5-(3)-②民間支援団体との連携・支援」について記載しま した。 これらの施策の実施は、知事部局と教育委員会とも十分に連携して取り組ん でまいります。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援		困難を抱える子どもたちを支援する際に、その子どもたちの情報が共有できていない。行政、学校、NPO等様々な部局や関係機関での情報共有が大切な施策になる。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(3)-①ニート、ひきこもり等の子ども・若者への 総合的支援」について記載しました。 様々な機関がネットワークを組み、総合的に支援できることを目的とした協 議会を、今年度「長野県東信こども・若者サポートネット」としてモデル的に 設置しました。今後、更に全県的な体制づくりに取り組んでまいります。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(4)私学教育の 振興	第1次計画策定時と一番変わった状況は、公立高校の無償化と私学就学支援金の制度である。私学は学校教育の一翼を担うだけではなく、教育の多様性・独自性を発展させるために積極的な役割をしている。経常費の補助が、5~6年前は10位前後だった長野県が現在40位になっている。私学教育をもっと補助すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(4)私学教育の振興」について記載し、私学の助成 の充実に取り組みます。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(4)私学教育の 振興	「私立学校の振興と保護者の負担軽減」の項目が置かれている場所が、少々奇異に感じる。「高校教育の充実」の欄にあるべきではないか。県の高校教育の一環を担っているという、教育委員会としての認識を表して欲しいという気持ちがあります。今では逆転とまではいかないけれど、進学に関しても私立は存在感がある。	私学教育の振興は、従来からも重要な事項と考えております。県の「施策の展開」を記載する基本計画としては、高校教育の充実のみでなく、私学振興全体を図っていることや、公立学校への県の関わりの違いを踏まえて、多様な制度の一つとして体系上位置付けています。
5 すべての 子どもの学び を保障する支 援	(4)私学教育の 振興	専修学校の学生は保護者の経済状態が厳しい学生が多い。また、県内の就職率が8割を超えていることなど長野県への貢献を踏まえて、振興を図られたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「5-(4)私学教育の振興」について記載し、専修学校の 教育の振興・充実に取り組んでまいります。
果が生きる生	(1)学びが循環 する社会の創 造	基本目標の(1)は人づくり、(2)は居場所づくり、(3)は地域づくりと言える。施策の具体的方向性の22の柱のうち、「④長野県・地域を学ぶ体験学習」が大きく取り上げられており、大事なことだと思う。長野県らしい公民館を考える場合も、人の生活・暮らしと学習をいかに結びづけるかが大事である。	ご意見の趣旨をふまえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「6-(1)学びが循環する社会の創造」で、公民館活動等を 通じて地域課題や現代的課題を学ぶ活動の支援を記載し、施策を進めます。
	(1)学びが循環 する社会の創 造	これからの社会では高齢者に対する生き甲斐教育など、高齢者学級をより盛んにしていくことが求められており、その点への配慮が極めて乏しいと思われる。	原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「6-(1)生涯学習の基盤づくり」で、年代を超えた生涯学習の振興について記載しており、当該部分にご意見の趣旨が含まれます。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
	(1)学びが循環 する社会の創 造	重要なことは、社会は変えていくことができるが、自然環境に対して どういう形をとっていったらよいのかということで、我々は健康で安全 に生きる地域を作っていかなければならない。自然環境も含めて、地域 づくりというものを考えていくべきである。	自然環境を含む地域の学びについては、個別の地域ごとで課題が様々であることから、今後、施策を実施していく段階で検討していく課題であると考えます。
6 学びの成 果が生きる生 涯学習の振興	(2)子どもの未 来づくり	親の関わりについての施策がどこかに入れるべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「6-(2)-③家庭教育の支援」について記載しました。
6 学びの成 果が生きる生 涯学習の振興	(2)子どもの未 来づくり	放課後こども教室・放課後児童クラブについて、大切な施策と考えていると理解する。そうであるならば、第5編「教育に関わる多様な主体の役割分担と協働、連携」にも、「放課後こども教室・放課後児童クラブのニーズ、重要性・施策の具体等に関わる文言」を入れていただければ有り難い。	多様な主体との連携については、第4編の基本計画の多くの施策が関わることであり、放課後こども教室・放課後児童クラブを含めた各種施策のそれぞれで横断的に関連する事項であることから、第5編で総体的に記載しており、ご意見の趣旨は含まれていると考えます。
6 学びの成 果が生きる生 涯学習の振興	(2)子どもの未 来づくり	全ての若者の健全育成に関わり、自己肯定感が希薄である危機感と社会参加や社会形成への導きが不足しているという指摘がされている。このため、長野県らしい通学合宿を推進してはどうか。子どもたちの成長に有益であり、子どもを核とした地域と家庭、家庭と学校が結びつくことに役に立つ。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「6-(2)子どもの未来づくり」で、「通学合宿などの日常 生活における異年齢の共同生活体験」について記載しました。 また、学校・家庭・地域の連携については、「4-(1)地域と共にある学校づく り」にも記載し、地域による子どもたちを育む支援体制づくりに取り組んでま いります。 これらの施策の実施は、知事部局と教育委員会とも十分に連携して取り組ん でまいります。
	(1)文化芸術の 振興	「リニア中央新幹線の整備効果を活かすための県的文化芸術拠点施設整備の研究」を加えていただきたい。	県としては、全国に先駆けて昭和50年代に広域的な生活圏を単位に「創造の森文化公園」を建設することとし、その中心的施設である創造館を飯田市と佐久市に開館ました。続いて3文化会館を建設し、昭和56年度以降では各地域の特性を生かした「文化公園」を広域市町村圏単位に整備することとし、1地域あたり10億円の助成を行い6地域に建設を進めました。その結果、県下各地域への県立文化会館を中核とした県民文化の拠点の整備は全て完了したと考えています。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(2)文化財の保 護・継承・活 用	県指定の文化財は年々数が増しているが、貴重な文化財も痛みが激しく、修復には多額の費用が必要になる。文化財保存のための予算を減額 せずいっそう充実するよう財政的配慮をお願いしたい。	財政の厳しい中で予算が減ってきているが、より公平な形で所有者の負担も 少なく文化財が適正に保護されるよう、制度の検討を進めたい。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	社会体育導入によってスポーツが好きで部活に入る子どもが減った。 競技志向が強くなり、レギュラーになりたい子供親は一生懸命社会体育 に参加し、楽しくやりたかった子どもたちの居場所がないという現実が ある。生涯スポーツ、体力維持・向上には逆にマイナスではないか。	現在、子どもたちにとって適正な運動量となる部活動について検討を行って おり、今後施策を実施していく段階で適切に対応してまいります。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	国体基準で目標をたてることが県民のスポーツ参加・推進につながる のか疑問がある。	国際大会や全国規模の大会での県内選手の活躍は子どもたちに夢を与えてくれます。その子どもたちが自分も県の代表として活躍したいと思えるよう、競技力の向上を図っていく必要があります。国体の目標は、本県の競技力を図る指標として適していると考えます。

基本施策	施策の展開例	意見・提言等	計画原案への反映対応案
7 潤いと感動をもたらす 文化・スポーツの振興	(3)スポーツの 振興	現在中学校の部活動指導者が、社会体育の指導も行っている実態があ る。社会体育の指導者の確保・体制づくりが必要である。	現在、子どもたちにとって適正な運動量となる部活動について検討を行って おり、今後施策を実施していく段階で適切に対応してまいります。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	スポーツ振興に関して、他県ではきれいなグランドがあって、大会を 開催しても恥ずかしくない。大会を開催すれば、選手や関係者が宿泊す るので、旅館等も潤う。観光などの部署と横断的に連携した取組を検討 する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「7-(3)-⑤スポーツの多面的な役割の活用」について 記載し、スポーツを地域の観光資源とした特色ある地域づくりを推進します。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	地域のスポーツ活動拠点のあり方を長野県としてどう方向付けをしていくかが今後大切になってくる。地域の活動の拠点が見えてくると、スポーツ活動の場の充実や高齢化社会になってきている中での健康の維持増進といった場にも利用できる。	個別計画である「長野県スポーツ推進計画」で、地域のスポーツ活動を支える多様な主体がコミュニティの中心として充実した活動を展開できるよう支援していく旨を示しており、今後、施策を実施する中で推進してまいります。
7 潤いと感動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	少子化によりチームスポーツの人数確保にも課題が出てきており、今後学校部活動も様変わりしてくる。子どもたちがやってみたいと思う種目をどう確保していけるのかということが、地域のスポーツ活動の活性化につながってくる。	個別計画である「長野県スポーツ推進計画」で、子どものスポーツ環境の充実が図られるための施策の展開について示しており、今後、施策を実施する中で推進してまいります。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	指導者の確保が大変大きな課題である。現在スポーツに関わっている 人のほとんどはボランティア。時間とお金をかけて指導者資格を持って も、実際にスポーツ指導の中で収入を得て家計を支えるのは困難に近 い。スポーツの振興にはこのあたりの改善が大切な要素になってくるの でこの分野の取組について踏み込んでほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」で、「7-(3)-④スポーツ界における好循環の創出」につい て記載し、指導者の確保に努めます。 なお、個別計画である「長野県スポーツ推進計画」に、より詳細な取組につ いて記載します。
7 潤いと感 動をもたらす 文化・スポー ツの振興	(3)スポーツの 振興	今後は学校と地域の連携、学校間の連携が重要となる。また、スポーツが持っているいろいろな付加価値を生かすためにも、スポーツの担当課だけでなく、いろんな部局との連携を具体的に進めるべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ、原案では「第4編 基本計画(今後5年間の施策) 第4 施策の展開」の「3-(2)健康づくり・体力の向上」で、「地域社会との連 携」や、「7-(3)-⑤スポーツの多面的な役割の活用」について記載し、施策を 推進します。 今後施策を実施していく段階で具体的な部局連携の推進について検討してま いります。